神戸市内にのみ主たる事務所・従たる事務所がある
認定 NPO 法人のみなさまへ

こうべ×NPO

特定非営利活動促進法等の改正に伴い手続き等が変わります!!

特定非営利活動促進法及び内閣府令、神戸市特定非営利活動促進法施行条例・規則が改正されました。改正の詳細については、以下 URL 先をご覧ください。

内閣府ホームページ：https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei ⇒

【手続きの変更点】

① 令和３年４月１日～

・ 神戸市に提出する申請書の押印が不要になります。

② 令和３年６月９日～

・ 設立・定款変更・合併の登記の完了届出時の添付書類であった「認証に関する書類（認証書）の写し」の提出が不要になります。
・ 認定（特例認定を含む）特定非営利活動法人は、事業報告書等又は役員名簿を閲覧の請求があった場合に、個人の住所又は居所に係る記載の部分を閲覧事項から除くことができるようになります。

③ 令和３年７月１日以降の提出書類の変更について

［７月末決算法人の場合、令和２年度(R２.8.1~R3.7.31)の事業報告書等(提出期限：令和３年 10 月 31 日)の提出から］
［12 月末決算法人の場合、令和３年度(R3.1.1~R3.12.31)の事業報告書等(提出期限：令和４年３月 31 日)の提出から］
［３月末決算法人の場合、令和３年度(R3.4.1~R4.3.31)の事業報告書等(提出期限：令和４年６月 30 日)の提出から］

・ 「役員報酬規程」・「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出が不要になります。
・ 毎事業年度の NPO 法第 54 条第２項第３号に定める事項を記載した書類（前事業年度の収益の明細など）の提出の際には「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」 が不要となります。（従前どおり「当該書類の作成」・「事務所への備置き」・「事務所における閲覧」は必要です。）
・ 毎事業年度の NPO 法第 54 条第２項第３号に定める「その他の内閣府令で定める事項を記載した書類」に、認定申請・更新時に提出を求めている役員等に対する報酬等の状況の記載が追加となります。（別紙参照）

【担当】
神戸市企画調整局つなぐラボ（NPO 法人担当）
（電話）078-322-6837

様式第18号（第21条関係）

赤字部分が変更になりました。

認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年　　月　　日

神戸市長　宛

提出者　主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（　　）　　―

特定非営利活動促進法第55条第１項（第62条において準用する場合を含む。）の規定により，次のとおり書類を提出します。

認定（特例認定）の有効期間	（自　　年　　月　　日　～　至　　年　　月　　日）	
事業年度	（自　　年　　月　　日　～　至　　年　　月　　日）	
提出する書類		ﾁｪｯｸ欄
(1)　前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
既に提出している規程の内容に変更がないため，今回は提出しない。		
(2)　前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項，資産の譲渡等に関する事項，寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（特定非営利活動促進法第 54 条第２項第３号に定める事項を記載した書類。ただし，資産の譲渡等に係る事業の料金，条件その他その内容に関する事項を記載した書類を除く。）		
ア　収益の源泉別の明細，借入金の明細その他の資金に関する事項		
イ　次に掲げる取引に係る取引先，取引金額その他その内容に関する事項 （ア）　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて，取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第１順位から第５順位までの取引 （イ）　役員等との取引		
ウ　寄附者（当該認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員，役員の配偶者若しくは３親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で，前事業年度における当該認定（特例認定）特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		
エ　役員等に対する報酬又は給与の状況 （ア）　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（（イ）に係る部分を除く。） （イ）　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
オ　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
カ　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
(3)　法第 45 条第１項第３号（ロに係る部分を除く。），第４号イ及びロ，第５号並びに第７号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類		

赤字部分が変更になりました。

前事業年度の収益の明細など
（ＮＰＯ法第５４条第２項第３号に定める事項を記載した書類）

法人名		事業年度	年　月　日～　年　月　日

１　**資金に関する事項**［ア　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項］

⑴　収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

⑵　借入金の明細

借入先	金額
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

⑶　その他

赤字部分が変更になりました。

２　取引の内容に関する事項［イ　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項　（ア）収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引　（イ）　役員等との取引］

⑴　収益の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

⑵　費用の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

⑶　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関　係	譲渡資産の内容	譲　渡年月日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

赤字部分が変更になりました。

ロ　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

赤字部分が変更になりました。

３　寄附者に関する事項［ウ　寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日］

氏　　名	寄　附　金　額	受領年月日
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
	円	.　.
合　　計	円	

赤字部分が変更になりました。

4　役員等に対する報酬又は給与の状況［エ（ア）　役員等に対する報酬又は給与の支給（（イ）を除く）、（イ）　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項］

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注１）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注１）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

（ア）　役員等に対する報酬又は給与の支給（（イ）を除く）

氏　　名	職　名	法人との関係（注２）	報酬・給与の区　　分	支給期間等	支給金額

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

（イ）　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

集計期間	年　月　日～　年　月　日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

赤字部分が変更になりました。

５　支出した寄附金に関する事項［オ　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
		円	．　．	
		円	．　．	
		円	．　．	
		円	．　．	
		円	．　．	
		円	．　．	
		円	．　．	
		円	．　．	
		円	．　．	
		円	．　．	
	合　　計	円		

６　海外への送金等に関する事項［カ　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実　施　日	使　　途	金　　額
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円

赤字部分が変更になりました。

※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません（作成は必要）。

⑴　資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲　渡　資　産　の　内　容	料　金	条　件　等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

⑵　資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸　付　資　産　の　内　容	料　金	条　件　等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

⑶　役務の提供に係る料金及び条件等

役　務　の　提　供　の　内　容	料　金	条　件　等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	